

# 玉虫厨子制作年代考(三)

——文献上より見た玉虫厨子の制作年代について——

上 原 和

## 一、玉虫厨子の法隆寺移坐年代について

玉虫厨子は、ひさしく、法隆寺金堂の建築の雛型のようにな  
考えられ、珍重されてきた。

確かに、玉虫厨子の形姿の美しさは、この仏龕の、宮殿様とも称すべき、建築的諸意匠に負うていると云つて差支えない。玉虫厨子は、その縁飾りの透影金具の下に玉虫の彩翅を伏せてあつたところから、今日、玉虫厨子の名をえているわけであるが、古くは、こうした形姿の仏龕は、一様に宮殿像とのみ呼ばれていたものと思われる。即ち、天平十九年二月十一日に勘録された、法隆寺伽藍縁起并流記資財帳には、次のような記載がみえている(註一)。

宮殿像貳具 一具金鑄押出千仏像

述で、この法隆寺伽藍縁起并流記資財帳にみられる、宮殿

された、大安寺伽藍縁起并流記資財帳にも、次のようにみえて  
いる(註二)。

宮殿像二具 一具千仏像  
一具三重千仏像

天平年間、南都に華を競つた諸大寺は、十指を屈してなおりあるが、今日、天平勘録の資財帳が残されているのは、僅かに、この法隆・大安の二寺のみである。その稀少同種の両資財帳に、同じく宮殿像の記載がみられるので、少くとも奈良時代においては、今日の玉虫厨子にみるような、木造伽藍建築を模したと思われる仏龕は、一様に宮殿像と呼ばれて、当時の諸大寺にそれぞれ奉安されていたものと考えられるのである。なお、宮殿像という、この歴史的な呼称は、恐らくは、瓦葺の宮殿建築の造営が盛んになつた奈良時代に入つてからのものと思われる。

また、同様な記載は、同じく天平十九年二月十一日に勘録

像貳具という記載が、はたしていまの法隆寺にある玉虫厨子を指すものであるか否かについては、未だ確証がないので、明確な断定は控えなければならないが、この宮殿像貳具のうち、一具金塗押出千仏像を玉虫厨子とし、他の一具金塗銅像を同じく法隆寺金堂に伝えられてきた、橘夫人厨子とみるのが、今日一般の見方である。しかし通説とも云うべきこの見方に対して、今まで疑義が全くなかつたわけではない。例えば、故田中豊藏博士は「玉虫厨子に關する考察」（註三）のなかで、次のように述べておられる。

「此宮殿像二具中の『一具金塗押出千仏像』といふものこそ玉虫厨子にして、他の『一具金塗銅像』といふものは橘夫人厨子ならんといふ。若し然らば玉虫厨子は殆んど本寺創立を去ること遠からざる頃、已に寺内に儀存せしものと見るべし。然れども此説には頗る疑点あり。何となれば本厨子は決して押出千仏像を本尊とせしにあらずして、後に説く如く、別に本尊あればなり。単に『銅像』とあるを橘夫人厨子に係り得る筆法にては『押出千仏像』を玉虫厨子に誤け難く、玉虫厨子また畢竟『銅像』たるに過ぎざればなり。次に此『宮殿像貳具』即ち一基の玉虫厨子を指すと見る説もあり。是は夾註の文に基きて言へるものにて、一往の解釋なりと思はるも、斯る場合の『具』の字の用法を按するときは、終に通じ難きなり。」

この一文に表明された田中博士の疑義は、要するに、この資財帳に記載されている宮殿像貳具中の一具は、金塗押出千

仏像と記されているが、玉虫厨子そのものは、本来仏龕であり、そのなかに安置された仏像自体が本尊であつて、決して資財帳の記載にみるような押出千仏像を本尊としたものではない。故に資財帳の記載は、玉虫厨子を指すものではないといふ御意見なのである。なお、この玉虫厨子の本尊が何であるかについては、更にこの後で、釋迦像との見解を述べておられる。もつとも、田中博士は、玉虫厨子を、はつきり仏龕といふ言葉では云つておられない。即ち「思ふに、仏塔にしては舍利なし、仏殿にしては本生図あり、この矛盾を避くるには遂に仏塔にして仏殿を兼ねといふ奇妙な存在を許すより外なげん」（註四）と述べておられる。この解釋に対しても疑義があるが、いずれ後で論ずることとして、いまは、資財帳記載の金塗押出千仏像を、宮殿像の一つの本尊とみる田中博士の見解の是非を検討するにとどめたい。思うに、この田中博士の御説は、いささか速断にすぎたものと考えられる。何故ならば、宮殿像貳具の下に記された註記は、かならずしもその宮殿像の本尊を意味してはいないからである。これは二つの宮殿像を区別するために、夫々の宮殿像の特徴を記したまでのことである。仏龕の形態とともに宮殿様であり、また仏龕内の本尊もともに金塗銅像であるような場合には、しよせんその光背や後屏乃至は周壁など外形上の特徴をもつて、両者の一応の区別をなすのが自然と思われる。それもさわめて簡略にである。大安寺資財帳における宮殿像二具の夾註も僅かに一具千仏像、一具三重千仏像とのみ区別されているに

すぎない。また同資財帳には、木葉形仏像一具というような記載例もみえている。要するにこれら資財帳もまた、財産目録である以上、その品目と点数のみが、簡潔かつ正確に記録されれば、それで用は済むのであり、かならずしも本尊名の記載を必要とはしなかつたのである。これは、法隆寺、大安寺両資財帳に徴して明らかである。このように見ると、法隆寺資財帳記載の金涅槃押出千仏像を宮殿像の本尊と目するが故に、この宮殿像をもつて釋迦像を本尊とする玉虫厨子と同一のものとは考えられぬという田中博士の説は、たちまちその根拠を失うことになるのである。

なお、田中博士の文中にみえている「宮殿像貳具」をもつて、一基の玉虫厨子を指すものと見る説というのは、滝精一博士の御説を引いたものと思われるが、源豊宗氏も、かつて「玉虫厨子は、明らかに千仏像と金銅像の二具を有してゐるのに、千仏像のみを玉虫厨子のものとしてゐる説は、全く事実に契はらない」(註五)として、滝博士の解釋に一応加担せざるをえない旨述べておられたが、私は、田中博士同様、この滝説には賛意を表するわけにはゆかない。仏龕とそのなかに安置されるべき本尊とを各自独立した一具として別箇に数えるが如き解釋は、本来、デヴォーショナルな関連のみにおいて把えられるべき筈の仏像と仏龕の有機的一元性を、敢て無視した索引附会の説であり、少くとも、ここで問題にしている法隆寺、大安寺両資財帳における他の記載例から推して書かれた聖德太子伝私記亦名古目録抄を挙げることが出

る。

さて、さきに述べたように、私は、法隆寺資財帳記載の宮殿像貳具中の一具金涅槃押出千仏像を、宮殿像の本尊とは見えず、この宮殿像の特徴として挙げられた本尊の莊嚴と見ているのであるが、そう考えてみると、この宮殿像の特徴は、現在の玉虫厨子の宮殿様仏龕の内壁に、碁盤縞のように緻密に莊嚴されている金銅押出千仏像とよく符合するのである。法隆寺資財帳に記載されたこの金涅槃押出千仏像を夾註とする宮殿像を、現在の玉虫厨子に擬する一般の根拠は、この符合にあるわけであるが、しかしこの符合だけで直ちに、資財帳記載の宮殿像の一具が、玉虫厨子そのものを指すものと断定することは出来ない。何故ならば、技法的にみて、鎧起によるこの種の金銅板の押出千仏像は、型さえあれば、或る程度の量産も可能であつたと考えられるので、かつては玉虫厨子と同じように、龕内の周壁に金色燐然とした押出千仏像の金銅板を貼付した同種の宮殿像の数も少くなかったものと思われるからである。大安寺資財帳の宮殿像二具の夾註にみられる一具千仏像、一具三重千仏像の記載によつてみても、このことは十分に考えられるところである。そこで、では現在の玉虫厨子は、いつ頃から法隆寺の金堂に安置されていたのであらうかという問題が、あらためて提起されることになる。

法隆寺藏の、この玉虫、橘夫人両厨子について記述された古記録の一つとして、鎌倉時代に、法隆寺の寺僧顕真によつて書かれた聖德太子伝私記亦名古目録抄を挙げることが出

来るが、そのなかの法隆寺金堂の宝蔵品について詳述した箇處に、次のような条が見うけられる(註六)。

次向東戸有厨子。推古天皇御厨子也。其形腰細也。蓋亦須坐以玉虫羽以銅彫透唐草下臥之。此橘寺滅滅之時所送者也。内一万三千仏坐。其盜人取。光二許高七其内金銅阿弥陀古帳觀迦三尊御。其像云々。像也。次内白檀四天王長坐。為誅盜人。次西戸方有厨所残也。成立誓願遂成就其願所造像也。次西戸方有厨子。黑漆須弥坐。光明皇后之母。橘夫人所造也。内在三尊云々。古帳弥勒三以金銅敷地作波之。中坐生蓮花三本。其上令坐三尊也。太子已後之者高八尺。

この顯眞の記述によれば、法隆寺金堂の東戸、西戸に向てそれぞれに安置されている厨子は、その形姿の特徴より推して、現在の玉虫厨子及び橘夫人厨子を指していることは、まづ疑いえない処であるが、この顯眞の聖徳太子伝私記が書かれたものと推定される仁治三年(一二四二)頃より約一世紀半を遡る承暦二年(一〇七八)十月八日に記録された金堂仏像等目録(金堂日記三帖之内)のなかにも、次のような記載がみえている(註七)。

#### 後東厨子堂内金銅小仏三尊

#### 西厨子同阿弥陀三尊

ここに記されている両厨子が、はたして玉虫厨子と橘夫人厨子を指すものであるかは、この簡単な記載だけからでは、全く不明であるが、顯眞の聖徳太子伝私記に照してみて、はじめてこの両厨子が、聖徳太子伝私記に挙げられている玉

虫、橘夫人の両厨子であることが略々推察されるのである。即ち、この金堂日記の記載は、きわめて簡潔に本尊のみを記しているが、東厨子の金銅小仏三尊は、聖徳太子伝私記の玉虫厨子の条にある「其内金銅阿弥陀三尊御。其盜人。光二許所残也」と、本尊名はともかくとしてもこの厨子の本尊が金銅小仏三尊であつたという点では符合しているし、西厨子の阿弥陀三尊についても、同じく橘夫人厨子の「内在弥陀三尊」と一致している。また両厨子の金堂内に東西相対応する位置にも、全く変りがない点からみて、法隆寺金堂内における玉虫、橘夫人両厨子の位置は、少くとも藤原末期の承暦二年以降略々最近まで、殆んど動くことがなかつたものと考えられるのである。

ところで、この金堂日記の記載によると、承暦二年十月八日というのは、法隆寺金堂にとつては、大変動のあつた歳である。というのは、時の別当大威儀師能算によつて、いままで橘寺に安置されていた四十九軀の小金銅仏が、この日以来悉く法隆寺金堂に移遷されることになつたからである。元々この金堂日記というのは、承保二年(一〇七五)より延応二年(一二四〇)に至る百六十余年間の金堂内における諸仏像の変動を記録したものであるが、能算が法隆寺の別当になるまでは、法隆寺の金堂は久しく厳封され、ただ別当の遷替に際してのみ僅かに唯一度開扉されるにとどまり、常灯供佛ですら金堂の正面にあたる廻廊の處で獻ずるような次第で、寺僧でさえも到底金堂内に拝跪して仏像を拝むというようなこ

とは許されなかつたのである。そこで能算は、これでは反つて聖徳太子の雅意にもそむく所以であるとして、その旨を僧綱所に申稟して遂に金堂を開き、塵まみれになつていた大小比肩の金銅仏をそれぞれ整理してその色目を記録し、また金堂の守護にあたらしめるために堂司を任命したということが承暦二年十月八日の条の金堂日記の冒頭に書きしるされている(註八)。なおこの時に、これまで講堂で修されていた吉祥悔過会も、昔どおり金堂において勤修されることになり、あらたに毗沙門天、吉祥天の木像二軀が造像されている。橘寺の四十九軀小金銅仏の法隆寺金堂移遷もまた、別当能算によるこの金堂開扉を俟つてのことである。

では、なぜ橘寺の小金銅仏が、この承暦二年十月八日に大乗法隆寺に移遷されるに至つたのであらうか。その間の事情を、能算は次のように伝えている。

右仏像等中所<sup>レ</sup>以奉迎橘寺佛者彼寺住持僧仙命申送云當寺已少常住僧徒佛像嚴重已及數驅守護之輩自以懈怠者無憚之類必致誤失敗仍奉迎本寺以可安置之者所陳之旨已有其理即以承暦二年十月八日奉迎之奉安置後大厨子内畢(註九)

それにして、「守護之輩自以懈怠者無憚之類必致誤失」とは、まことに当時の橘寺の衰退ぶりを伺いえて余りあるものといえよう。そこで想起されるのは、さきに述べた頤眞の聖徳太子伝私記の「此橘寺滅滅之時。所<sup>レ</sup>送者也。」という玉虫厨子の由来に関する傍註であるが、ここで頤眞の云つてゐる「橘寺滅滅之時」というのは、はたしてこの承暦年間の橘

寺衰退の時を指しているものであろうか。若しそうだとすれば、玉虫厨子もまた、承暦二年の四十九軀小金銅仏の移遷と同じ頃に、橘寺より法隆寺金堂へ移坐されたことになるか、或はまた、このときの四十九軀小金銅仏の移遷を、頤眞がうつかり玉虫厨子の移坐と誤伝してしまつたのか、その何れかになる。しかし、金堂日記承暦二年十月八日の条の記録金銅仏像事の記載を検討する限りにおいては、玉虫厨子が四十九軀小金銅仏と前後して橘寺より移遷されて来たということが推定させる手懸りは全くないと云つてよい。即ち同目録には、次のように記されている。

### 一 記録金銅仏像事

合

東壇同三尺釋迦三尊

西壇小仏十八軀

之中一軀橘寺仏

後東厨子堂内金銅小仏三尊

西厨子同阿弥陀三尊

中大厨子

上階奉安小仏肆拾陸軀

之中木仏一軀又奉加納灌仏三軀 但一軀無頭

下階橘寺小仏肆拾肆軀

奉加納本仏八軀抑橘寺仏本數卅九軀也一軀頭奉坐西小壇上有銘灌仏具四軀為仏生会新奉取出之

この目録の最後に挙げられている中大厨子下階の橘寺小金銅仏の後書として、さきに引用した橘寺よりの移遷事情が詳しく記されているのであるが、思うに、この承暦二年の金堂日記には、冒頭の開金堂可修御願事をみても、またここに引用した記録金銅仏像事をみて、別当能算は玉虫、橘夫人両厨子と目される後東厨子堂内金銅小仏三尊と西厨子同阿弥陀三尊の二厨子の由来については、なんの疑惑もいだいていないよう見受けられる。即ち、この両厨子も、中尊の釈迦像、東壇の薬師像とともに、往古より金堂に安置されていたものとして、あやしむ処がないのである。なおこの能算による目録に疑義があるとすれば、それは東壇の金銅仏をも釈迦像としている点であるが、これは明らかに薬師像の誤りと考えてよい。四年後の永保二年（一〇八二）十月一日の条の金堂仏像等目録には、同じ箇所は東壇同三尺薬師像一軀と訂正されている。

さてここで注目すべきことは、藤原末期に記録されたこの金堂仏像等目録における玉虫、橘夫人両厨子の記載序列の位置が、天平十九年に勘案された法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に記された宮殿像貳具の位置に、略々相当するということである。いま煩瑣をかえりみずに、同資財帳の目録の最初の部分を挙げて、比較してみたい（註一〇）。

合仏像貳拾壹具 伍軀 肆拾張

金泥銅薬師像壹具

右、奉為池邊大宮御宇 天皇、

この目録の最後に挙げられている中大厨子下階の橘寺小金

銅仏の後書として、さきに引用した橘寺よりの移遷事情が詳しく述べているのであるが、思うに、この承暦二年の金堂

日記には、冒頭の開金堂可修御願事をみても、またここに引用した記録金銅仏像事をみて、別当能算は玉虫、橘夫人両

厨子と目される後東厨子堂内金銅小仏三尊と西厨子同阿弥陀

三尊の二厨子の由来については、なんの疑惑もいだいていな

いよう見受けられる。即ち、この両厨子も、中尊の釈迦

像、東壇の薬師像とともに、往古より金堂に安置されていたものとして、あやしむ処がないのである。なおこの能算によ

る目録に疑義があるとすれば、それは東壇の金銅仏をも釈迦

像としている点であるが、これは明らかに薬師像の誤りと考

えてよい。四年後の永保二年（一〇八二）十月一日の条の金

堂仏像等目録には、同じ箇所は東壇同三尺薬師像一軀と訂正

されている。

小治田大宮御宇 天皇、  
并東宮上宮聖德法王、丁卯年敬造請坐者、

金塗洞穴迦像壹具

右、奉為上宮聖德法王、癸未年三月、王后敬造而請坐者、

金塗銅像捌具

金塗押出銅像參具  
一具金塗押出千仏像

宮殿像貳具  
一具金塗銅像

金塗灌仏像壹具

金塗木像參具

右、人人請坐者、

檀像壹具

金塗雜仏伍軀

右、人人請坐者、

更に、画像四十張の色目が挙げられているのであるが、い

まは省略する。ここでは宮殿像貳具の記載序列の位置が、金堂日記承暦二年の金堂仏像等目録における玉虫、橘夫人両厨子のそれに、略々照応している点に留意して戴ければよいのである。すでに述べたように、能算が別当になるまでは、久しく金堂は嚴封され、ただ別当の遷替に際してのみ唯一度の開扉が許されていたという事情に鑑ても、恐らく法隆寺金堂の内部は、たとい奈良盛期と藤原末期との間に三世紀半の隔てがあつたとしても、そこに大きな変動があつたとは考え

られないものである。即ち、法隆寺資財帳における宮殿像貳具が、まぎれもなく能算の金堂日記記載の玉虫、橘夫人両厨子と同一のものであることがここに改めて確認されるならば、玉虫厨子が「橘寺滅滅之時」に移坐されたものであるとする顯真説は、橘寺滅滅之時を、承暦二年の橘寺四十九軀小金銅仏移遷の前後に擬する限り、これが誤りであることは明白となる。顯真は何を根拠に「此橘寺滅滅時。所<sub>レ</sub>送者也。」と敢て註記したのであらうか。この疑問に対しても、長い年月の間に、橘寺小金銅仏の移遷が、玉虫厨子の移坐と混同され、その誤伝に拠つて顯真がかかる説をなしたのであると考えるのだが、現在までの通説のようである。しかし私は、そうは思わない。何故ならば、顯真は、橘寺小金銅仏について記録されない。承暦二年の金堂日記を読んでいたことは、既に明白だからである。即ち、聖徳太子伝私記には次の記述がみえている（註一一）。

太子本尊阿弥陀厨子之後。高在<sub>ニ</sub>厨子。此内金銅仏菩薩像并木仏像坐。從昔口伝銀地藏菩薩五十余體坐。云云以外所<sub>レ</sub>送之者也。日記在<sub>ニ</sub>金堂。

承暦二年に橘寺より移遷された小金銅仏は、その後政所によつてこの大厨子に嚴封されたまま人眼に曝されることがなかつたので、厨子内には銀作りの地蔵菩薩が多数秘蔵されているというような訛伝が久しく流布されていたものと思われるが、顯真自身は、橘寺小金銅仏移遷の事情を十分に知りえ

ていたはずである。承暦年間より一世紀半下るとはいえ、橘寺小金銅仏の移遷を、玉虫厨子のそれと混同してしまふほど顯真の金堂日記に対する読みが浅かつたとは思われないからである。また顯真は、聖徳太子伝私記の別の處で（顯真得業口決抄にも同文）（註一二）

橘寺者。法隆寺根本之末寺也。別當能算威儀師之時。被<sub>ニ</sub>取離<sub>ニ</sub>畢。承暦年中也。而鳥羽院之御時。醍醐範俊僧正。取<sub>ニ</sub>離於當寺<sub>ニ</sub>畢。（中略）理不尽被<sub>ニ</sub>取離<sub>ニ</sub>畢。

と記している。

ここで、「別當能算威儀師之時。被<sub>ニ</sub>取離<sub>ニ</sub>畢。」というのとは、云うまでもなく橘寺小金銅仏の移遷を指しているのであるが、顯真は必ずしもこれを以て「橘寺滅滅之時」とは見做していない。むしろ顯真にとつての一大痛恨事は、その後、鳥羽院の時に、院の寵愛をうけた範俊僧正によつて、草創以来の法隆、橘兩寺の密接な関係が断ち切られたことであつた。「橘寺者。法隆寺根本之末寺也。」という冒頭の一一行には、熱烈な太子信仰者としての顯真的痛憤のおもいがこもるものである。

では、草創の法隆寺と橘寺とは如何なる関係にあつたのであらうか。法隆寺縁起并流記資財帳のはじめには、太子建立七寺の名が次のように挙げられている。

奉為池邊大官御宇

天皇并在坐御世御宇

天皇并東宮聖德法王、法隆學問寺、并四天王寺、中宮尼寺、  
橘尼寺、蜂丘寺、池後尼寺、葛城尼寺乎、敬造仕奉、  
上官聖德法王帝説はじめ關係文献の「太子起七寺」の寺名  
は、概ねこれに準拠しているが、就中橘尼寺の建立縁起につ  
いては、聖德太子伝暦に、次のような奇瑞譚が伝えられている  
(註一三)。即ち、推古天皇十四年秋七月、太子が勝鬘經を  
御前で進講なさつたときのことである。

太子受三天皇請。其儀如僧。三日而竟。講竟之夜。蓮花  
零。花長二三尺。而溢三方三四丈之地。明日奏之。天皇大  
奇。車駕而覽之。即於其地。誓立寺堂。是今橘寺也。

以上が、伝暦に記された橘寺建立の縁起であるが、勝鬘經  
の講説されたというこの橘宮は飛鳥の高市郡にあり一般には  
太子誕生の地と目されている。太子の父君御名を橘豐日尊と  
申上げた用明天皇のかつての宮殿であり、太子はここで御養  
育をうけられたが、父君御即位により磐余の池辺雙櫻宮に移  
遷なされて後は、譲り受けられて太子の御宮となされたので  
ある。推古天皇の皇太子として万機を摂政なされたのも、こ  
の橘宮であつた。推古天皇九年、太子は初めて斑鳩に新しく  
宮をお造りになられたのが、橘宮が推古天皇の小墾田  
宮に近いところから、政務はやはりこの橘宮でなされたもの  
と推察されるのである。推古天皇十四年におけるこの勝鬘經  
の御進講については、その歳の法華經講説とともに、日本書  
紀推古天皇十四年の条にも次のようにみえている(註一四)。  
秋七月、天皇請三皇太子、令レ講三勝鬘經、三日説竟之。是

歲、皇太子亦講法華經於岡本宮。天皇大喜之、播磨國水  
田百町、施于皇太子。因以納于斑鳩寺。

伝暦の伝えるように、勝鬘經講説の後には、橘宮に推古天  
皇を願主とする橘尼寺が建立され、いまま法華經講説の後  
に、太子の學問寺として法隆寺の造営が行われることになつ  
たのである。橘・法隆両寺はその草創において、すでにこの  
ような深い因縁がみられるのである。

さて、そこで先ほどより懸案になつてゐる、顯真的「橘寺  
滅滅之時。所レ送者也。」という玉虫厨子移坐説についてであ  
るが、すでに述べたように、この「橘寺滅滅之時」が承暦二  
年の橘寺小金銅仏四十九身の移遷と全くかかわりがないとす  
れば、玉虫厨子が法隆寺に移坐されたのは、はたして何時のこと  
であろうか。ここで想起されるのは、日本書紀天武天皇  
九年(寛延天武朝八年)六八〇の条の(註一五)

乙卯、橘寺尼房失火以焚三十房。

という橘寺失火の記録である。尼房十房の焼失は、一尼寺  
にすぎない橘寺にとつて決して小さな罹災とはいえぬ。人々  
がそこに橘寺衰退の兆をみたとしても、不自然とは思われな  
い。この失火が、宝蔵諸物の移遷を促す機縁となりうること  
は、十分に考えられることである。また橘寺滅滅という記載  
については、顯真が法隆寺の寺僧である以上、火を忌む配慮  
から、記録の上にも火災の記事をとどめることなく、橘寺失  
火を敢て滅滅と記することもありうることである。天智天皇  
九年の法隆寺罹災についても、法隆寺伽藍縁起をはじめ寺側

の記録は、すべて口を減して触れることがないのも、同様に十分理由のあることと云えよう。こう考えてみると、顕真のいう「橘寺滅滅之時。所<sub>レ</sub>送者也。」という玉虫厨子移坐の時期は、慨ね、天武紀九年の橘寺失火後間もなくの時代と推定されてくるのである。この玉虫厨子の移坐に関して、はたしてその頃までに、再建法隆寺の金堂が竣工しえていたであろうかが問題になる。私は、この天武紀九年の前後には、法隆寺乃至は太子由縁の竣工をみせたものと考えている。その理由については、後に詳しく述べたいと思うが、ともあれ、ようやく復旧をみた新金堂に、それまで諸々に分散していた旧法隆寺乃至は太子由縁の仏像や仏具が次々に奉納されはじめ、玉虫厨子もまた、そうした時期に太子由縁の遺品の一つとして橘寺より搬入されたものと考えるのは、推測に過ぎるであろうか。

玉虫厨子を由緒ある遺品として「推古天皇御物也」と目するには、すでに述べたように、聖德太子伝私記における顕真的説であるが、現在の處、玉虫厨子をこのような由緒ある遺品とは考えられないと云うのが、一般的の考え方と云えよう。では、顕真は、何を根拠としてこの説をなすのであろうか。同じく顕真的撰にかかる太子伝古今目録抄の、次の記載は、それを抜く一つの手がかりと云える(註一六)。

菩提橘尼寺推古天皇宮也。聖德太子建立厨子仏像。南有三  
仏頭山。太子勝鬘經講讀之時。雨蓮花地也。  
顕真は、ここで橘尼寺を推古天皇宮としているが、後に法

隆寺の俊嚴によつて私註された顕真得業口決抄にも(註一七)  
橘京「當時橘寺者。昔講經跡也。又語云。勝万經講讚。」  
自七月十五日三ヶ日。十八日朝花雨。其朝始<sub>テ</sub>前山千仏  
頭出給。或十六日ヨリ始<sub>レ</sub>之。

或書云。太子自<sub>ニ</sub>鵠宮。毎日令<sub>レ</sub>詣<sub>ニ</sub>橘寺推古天皇宮。(以下略)  
と記されている。ともに橘寺を推古天皇宮となしているのであるが、御誓願のこの橘寺を、篤信の天皇が常住の宮となされることも十分に考えられる処である。ここで注目されるのは、太子伝古今目録抄に記されている「聖德太子建立厨子仏像」という一行である。恐らくこれは、顕真が伝えられた古文献の一行をその儘転載したものと考えられるが、この太子造像の厨子仏像を玉虫厨子に擬するのはなお臆測に過ぎるであろうか。太子の勝鬘經進講にいたく感激なされた推古天皇が、「即於<sub>ニ</sub>其地。誓立<sub>ニ</sub>寺堂。」なきつたその橘尼寺に、太子が、推古天皇の念持仏として玉虫厨子を寄進なされるということも、十分にありうることと云えよう。玉虫厨子の優雅にして繊細な宮殿様の意匠は、女帝推古天皇の念持仏としては、まことにふきわしく思われるるのである。またこのように考えてみると、厨子の彩絵にみる捨身銅虎、施身問偈の着想にも、太子の信仰を思わずにはいられないものである。さて、これまで橘寺の草創と太子との密接な関係について述べてきたのであるが、玉虫厨子をしてはたして「推古天皇御厨子也」と目するか否かはしばらく措くとしても、玉虫厨子が法隆寺金堂の再建間もない時期に、「法隆寺根本之末寺」

たる橘寺より移遷されてきたであろうことは、すでに十分に推察したことと思ふ。故に法隆寺資財帳に記載されている

宮殿像貯具のうちの一具金涅槃出千仏像を橘寺移遷の玉虫厨子と曰しても年代的には支障はないものと私は考へてゐる。

なおここで、宮殿像貯具のうちの他の一具金涅槃銅像を、橘夫人厨子にあつてゐるか否かであるが、その造像様式よりみて、

法隆寺資財帳の勘案された天平十九年より以前に、その制作年代をおくことは妥当と思われるし、また、若し顕真の云

うように、「光明皇后之母。橘夫人所造也。」ということであれば、法隆寺東院伝法堂の寄進者である藤原不比等夫人橘三千代の篤信より推して、この宮殿像が法隆寺金堂に奉納されることも十分に考へられる処である(註一八)。顕真が、何に據つてこの厨子を橘夫人の造像とみなしたかは不明であるがともあれ、法隆寺資財帳の勘案された天平年間には、現在みる處の玉虫、橘夫人両厨子はすでに金堂内に奉安されていたものと考えてよい。

では、玉虫厨子の法降寺移坐年代と曰されうる天武天皇年間には、はたしてこの法隆寺金堂は再建をみていたであろうか。ここに法隆寺金堂の再建年代が、改めて相関的に問われてくるのである。

(註一) 「大日本古文書」二 五八一頁

(註二) 前掲書、六二六頁

(註三) 「大塚博士還暦記念美学及藝術史研究」(昭和六、一、一〇) 八〇一頁

(註四) 前掲書 八二四頁

(註五) 源豊宗「玉虫厨子及其の絵画について」『仏教美術第一三

冊』(昭和四、六)一四頁

(註六) 高楠順次郎・望月信享共編「聖德太子御伝叢書」九七頁

(註七) 法隆寺資料彙刻篇第二輯「宝藏小金銅像」文献六八、六八頁

(註八) 前掲書 文献六八、六八頁。同じく法隆寺政所參簡條状の一、開金堂可修御願事に拠る。

(註九) 前掲書 文献六八、七〇頁

(註一〇) 既出「大日本古文書」二 五八〇頁

(註一一) 既出「聖德太子御伝叢書」九九頁

(註一二) 前掲書 一一五頁 なお俊巣編の「顕真得業口決抄」は、同書一三一頁。聖德太子伝私記には、数字虫食で不明な處があるので、顕真得業口決抄の同文で補記しておくる。

(註一三) 前掲書 二四頁 伝暦二卷の撰者は平氏撰となつてい

るが、この平氏に關しては、太子伝古今目録抄や聖德太子伝難勸文等には、平朝臣基親であるとして、本書が正暦三年(992)に出来たものと伝え、また一説には、その頃の人季真の作とも云う。聖書鈔にはこの二説のはかに平郡翁丸の作とも云つてゐるが、藤原猶雪氏は延喜七年(917)九月、藏人藤原兼輔の撰であることを提倡している。太子伝中の根本資料の一つとして逸することは出来ない。

(註一四) 日本古典全書「日本書紀」四 二四二頁

(註一五) 前掲書「日本書紀」六 八七頁

(註一六) 既出「聖德太子御伝叢書」七九頁

本書は同じく顕真の聖德太子伝私記亦名古今目録抄とは異本。平氏撰聖德太子伝暦の補記、かつ注釈として輯録されている。

(註一七) 前掲書 一三五頁

(註一八) 橋夫人の伝法堂寄進に関しては、はたして邸宅をその儘寄進したものであるか否かについて、久しく疑義がもたらされたが、先年の所謂法隆寺昭和修理によつて、左のことが明かにされた。昭和修理の責任者である浅野清博士は「法隆寺建築綜観」(昭和二八年刊)のなかで、次のように述べている。

「伝法堂は東院資財帳に

瓦葺講堂壹間八丈四尺 広三丈六尺

奉納橋夫人宅者善湜師申奉納

とあるものに相当する。奉納橋夫人の邸宅を移したものであるとの説が流布されているが、既に諸先学の指摘しているように、邸宅を意味しないことは、同じ資財帳の施入の仮具叶物を羅列した次に「右天平十四年歳次壬午二月十六日正三位橋夫人宅奉納賜者」の如く記載されている。「宮殿像貳具」のうち、一具は玉虫厨子を指すものとみて、まず誤りないものと考えられるのであるが、ではこの玉虫厨子は、いつ如何なる理由によつて、法隆寺金堂に安置されることになったのであるうか。玉虫厨子の制作年代もまた、この問題の解明を俟つことなしには、解決の緒口を見出しえないものと思われる。

さて、この件に関しては、すでに述べたように、聖德太子伝私記名亦古今目録抄に記載された「此橋寺滅滅之時、所送者也」という顕真の玉虫厨子移坐説に対し、私はその玉虫厨子移坐の年代を、日本書紀によつて伝えられている天武天皇八年(六八〇)の橋寺失火の頃と見做したのであるが、ここで問題になるのは、天智天皇九年(六七〇)罹災を伝えている法隆寺の金堂は、私が玉虫厨子移坐年代として推

五間の建物を移建して七間に増築されたものであることが判り、更にその移建前の建物の復原が可能となつて、意匠はむしろ仏寺建築の豪壯さを持つに拘らず、その間取から考へると、仏寺建築と見ることは到底無理で、邸宅中の一屋であろうと考えられるに至り、改めて或は橋夫人自らの邸宅を施入したことの可能性も生ずるに至つたのである。(二六八頁)

## 二、玉虫厨子と法隆寺金堂の再建年代について

すでに見てきたように、法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に記載されている「宮殿像貳具」のうち、一具は玉虫厨子を指すものとみて、まず誤りないものと考えられるのであるが、では

この玉虫厨子は、いつ如何なる理由によつて、法隆寺金堂に安置されることになったのであるうか。玉虫厨子の制作年代もまた、この問題の解明を俟つことなしには、解決の緒口を見出しえないものと思われる。

さて、この件に関しては、すでに述べたように、聖德太子伝私記名亦古今目録抄に記載された「此橋寺滅滅之時、所送者也」という顕真の玉虫厨子移坐説に対し、私はその玉虫厨子移坐の年代を、日本書紀によつて伝えられている天武天皇八年(六八〇)の橋寺失火の頃と見做したのであるが、ここで問題になるのは、天智天皇九年(六七〇)罹災を伝えている法隆寺の金堂は、私が玉虫厨子移坐年代として推

測するこの天武八年（六八〇）頃までには、はたして諸像を

迎えて堂内に安置しうるほどまでに再建されていたのである。うかということである。即ち、法隆寺金堂の再建年代が、ここで改めて問われてくるのである。

法隆寺の再建年代を考える上で、まず確めておかなければならぬのは、旧法隆寺罹災の時期であるが、かつて法隆寺再建非再建論争の発端をなした日本書紀天智天皇九年四月三十日の条の（註一）

夏四月癸卯朔壬申、夜半之後、灾三法隆寺、一屋無<sup>レ</sup>餘。大雨雷震。

という記録に據つて、法隆寺罹災の年代を天智天皇九年（六七〇）とみるのが、今日一般的の説と云つてよい。同じく前年の天智天皇八年十二月の条にも（註二）

十二月、灾三大藏。是冬、脩三高安城一收<sup>二</sup>畿内之田税。于レ時灾三斑鳩寺。

という法隆寺の失火が記録されている。この相次ぐ災禍に山背大兄王一族なきあとの法隆寺の衰運が伺わはしないであろうか。処で、法隆寺の全焼したという天智天皇九年四月三十日は「庚午」年であるが、上官聖德太子伝補闕記には（註三）

庚午四十一年四月卅日夜半、有<sup>レ</sup>災三斑鳩寺。

という記載がみえ、また聖德太子伝暦下巻にも（註四）、同様な記載がみえている。

又説庚午年四月卅日夜半、災三斑鳩寺。而暦錄不<sup>レ</sup>記。此年是

推古天皇十五年矣。

補闕記も伝暦とともに、略々編年体で記述された太子の伝記と云つて差支えないものであるが、この庚午年の記録は、一応は夫々太子生前中の推古年間の事件として扱われていながら、補闕記においては、庚午年の一行は前後にある太子傳記とは全く無関係にしかも唐突に挿入されており、他方、伝暦もこの条を、補遺の一説として卷末に挿入しているに過ぎない。しかもこの庚午年を推古年間に充てるならば、当然それは、天智天皇九年より干支一運六十年を繰上げた推古天皇十八年であるにも拘らず、伝暦では「此年是推古天皇十五年矣」と誤註している。なお補闕記における庚午四十七年と云うのは、太子生年の謂であるが、同じく補闕記のなかの（註五）太子生年卅六、「己巳四月八日始製<sup>ニ</sup>勝鬘經疏。」

という記載に従すれば、斑鳩寺災上の庚午年は己巳年の翌年である処から、庚午年を太子生年卅七とみたのであろう。四十七年は卅を卅と見誤つてのことと思われる。ともあれ、補闕記の編者も、伝暦の編者も、「庚午年四月卅日夜半。有<sup>レ</sup>災三斑鳩寺。」という一条を編年するに際しては、甚だ自信のなかつた様子が伺われるるのである。干支一運説として有名な平子鐸嶺氏の非再建論は、この補闕記の記載に依據し、法隆寺罹災の庚午年を、天智九年（六七〇）より干支一運繰上げて推古天皇十八年（六一〇）と見做しているのであるが、私は、補闕記、伝暦にこの「庚午年四月卅日夜半。有<sup>レ</sup>災三斑鳩寺。」の一条があることによつて、反つて天智天皇九年の法

隆寺全焼の記録に信憑性の強まるのをねばえるのである。即ち編年の当否をしばらく措くとしても、庚午年に法隆寺が災上したという事実は、もはや覆いがたくなつたからである。なお、この補闕記及び伝暦には、更に次のように法隆寺罹災後の記録がみえている。若し、庚午年を推古天皇十八年とするならば、右の記録もまた当然推古天皇十八年から程遠くない頃となるが、それではいささか疑惑が残るのである。

斑鳩寺被災之後、衆人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>定<sub>ニ</sub>寺地。故百濟入師率<sub>ニ</sub>衆人「令」造<sub>ニ</sub>葛野蜂岡寺。令<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>川内高井寺、百濟聞師。圓明師。下永君雜物等三人合<sub>ニ</sub>造三井寺。

これは補闕記に據つたものであるが（註六）、伝暦の記録もこれと略々同様である。ここで注意すべきは、最初の「斑鳩寺被災之後、衆人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>定<sub>ニ</sub>寺地。」という一行である。これは明らかにこの罹災が、日本書紀天智天皇九年の條に記されているように「灾<sub>ニ</sub>法隆寺、一屋無<sub>レ</sub>餘」というが如き茫然消失の慘状であつたことを示している。若しもこれが太子在世下であつたならば、はたして「衆人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>定<sub>ニ</sub>寺地。」というようなことがありえたであろうか。補闕記も伝暦も、この斑鳩寺終焉の記録を、皇極天皇二年（六四三）十一月斑鳩寺塔内において非業の死を遂げた山背大兄王子一族のあとに記しているのは、必ずしも偶然ではない。太子の後裔の悲惨な最期に、すでに法隆寺衰運の兆はみえていたのであり、天智天皇九年四月三十日夜半、遂に「灾<sub>ニ</sub>法隆寺、一屋無<sub>レ</sub>餘」ことなくすべては鳥有に帰したのであつた。補闕記及び伝暦に伝

えられた「庚午年四月卅日夜半。有<sub>レ</sub>災<sub>ニ</sub>斑鳩寺。」の庚午年は、当然、天智天皇九年を指すものであり、日本書紀におけるこの庚午年法隆寺罹災の記録は、補闕記、伝暦の傍證をえて、いよいよその信憑性を強めることになったのである。

さて、では罹災後の法隆寺は、何時再建されたのであらうか。思うに、再建年代を考える上で、久しくその根據となつていたのは、真福寺文書所謂七大寺年表（註七）における和銅元年戊申。依<sub>レ</sub>詔造<sub>ニ</sub>太宰府觀世音寺。又作<sub>ニ</sub>法隆寺。であり、また伊呂波字類抄（註八）における次の記載であつた。

法隆寺七大寺内也。和銅年中造立縁起云、推古天皇第十五年、聖德太子斑鳩宮西、建<sub>ニ</sub>「伽藍、名<sub>ニ</sub>法隆學問寺、安<sub>ニ</sub>置仏舍利、本朝始<sub>テ</sub>法華、維摩、勝鬘三部ノ大乘、於<sub>ニ</sub>此寺」始來教法始<sub>ル</sub>所故、名<sub>ニ</sub>學問寺。

七大寺年表や字類抄に據るかぎり、法隆寺は和銅年間に再建されたものと考えられるわけであるが、この和銅再建説の裏付けとしてつねに挙げられるのは、法隆寺資財帳の次の記載である（註九）。

合塔本肆面具攝一具涅槃像土一具弥勒像土

一具維摩詰像土一具分舍利仏土

合金剛力士形貳軀在中門  
右 和銅四年歲次辛亥、寺造者、

右 和銅四年歲次辛亥、寺造者、

即ち、今日みる處の法隆寺五重塔初層四面の仏伝の光景を描いた塑像群と、同じく中門の力士像とが、夫々和銅四年

(七一)に造像された旨、ここで明らかにされている。法隆寺資財帳には、旧法隆寺の罹災についても、また再建の過程についても全く触れる処がないので、この五重塔の塑像群及び中門の力士像の造像年代が、法隆寺の再建年代を推す上で貴重な手がかりとなることは否めないであろう。とくにこの両造像が、寄進によるものでなく「寺造者」と明記されてゐるのは、五重塔初層の塑像群が五重塔造営に、また中門の力士像が中門造営に、夫々建造物に附帯して造像されたものであることを示すものとみてよいであろう。この両造像が、こうして五重塔及び中門造営ものの画竜点睛の役を果すものであるとすれば、この両造像の制作年代は、確かに法隆寺伽藍、少くともその五重塔及び中門の最終的な竣工年代をあらわすものと考えられるのである。七大寺年表の記載が何に據つたものかは不明であるが、字類抄における法隆寺再建和銅説は「和銅年中造立縁起云」という記載より推して、この「縁起」が法隆寺伽藍縁起并流記資財帳を指すものである以上、字類抄の編者は、明かに同資財帳における五重塔塑像、中門力士像の和銅四年造像の記録に據つて、法隆寺の「和銅年中造立」の説をなしたものと考えられるのである。

いま、和銅四年における法隆寺五重塔初層の塑像群及び中門の力士像の造像年代が、法隆寺伽藍、少くともその五重塔及び中門の最終的な竣工年代を示すものである所以を述べておいたが、では、法隆寺伽藍中まず最初に再建に着手されたと思われる金堂が、略々儀式を營みうるほどまでに一応の竣工をみたのは何時頃であろうか。次に法隆寺金堂の再建年代について検討してみたいと思う。

法隆寺金堂の再建年代については、現在の處、久野健氏の次の見解が、概ね最近の説を代表するものとみて差支えないと思う(註一〇)。

「私は、薬師寺金堂薬師三尊と金堂壁画との関係や、金堂壁画、天井板文様と五重塔壁画及び天井文様の関係や顔料等の考察から、金堂建築は、天武・持統朝頃から長時間かつて造営され、塔や中門は、それよりおくれ、これも和銅年間頃には、完成したものであろうと想像している」

私もこの久野氏の説に大体賛成である。同氏の説は主として様式比較の上からなされたものであるが、私は、ここでは問題の検討を文献の上に限定し、出来うれば更に金堂の再建年代をせばめたたいと思う。何故ならば、天武初期と持統末期とではすでに約二五年のひらきがあるからである。

さて、先きほど、法隆寺五重塔及び中門の再建年代を考える上で、法隆寺伽藍縁起并流記資財帳の記載を逸することが出来なかつたのであるが、金堂の再建年代の検討に多くの示唆を与えているのは、やはり同資財帳を指して外にないと云える。私はさきに、日本書紀に據つて橘寺失火の伝えられている天武天皇八年(六八〇)頃には、法隆寺金堂は諸像を堂内に迎えて安置しうるほどまでに再建されていたものと推測される旨述べておいたのであるが、次にその論據を、法隆寺資財帳の記載に徴して述べてゆきたいと思う。

いま資財帳の目録に據つて、夫々造像銘のある薬師本尊及び釈迦本尊を除いたすべての資財帳記載の色目から、奉納者の名の記されているものを、和銅年以降を除外して順を追うて列挙してみると次のようになる(註一一)。

(1) 金光明經壹部 八卷

右、甲午年、飛鳥淨御原宮御宇 天皇請坐者

(2) 法華經疏參部 各四卷

維摩經疏壹部 三卷

勝鬘經疏壹卷

(3) 経臺壹足

右、上宮聖德法王御製者

(4) 金涅槃頂壹具

賜者

(5) 合蓋壹拾壹具

仏分肆具 一、具紫

(6) 法分柒具

壹具 紫具

右、癸巳十月廿六日仁王会、納賜飛鳥宮御宇 天皇者

(7) 緑帳壹帳

右、納賜淨御原御宇 天皇者

(8) 黄帳壹帳

右、納賜淨御原御宇 天皇者

(9) 合通分繡帳

其帶廿二条 鈴三百九十三

(10) 緑帳壹帳

右、納賜淨御原御宇 天皇者

長八尺三寸  
幅二幅

右、癸巳年十月廿六日 仁王会、納賜飛鳥宮御宇 天皇者

このうち、奉納者名とともに、奉納年の明らかなのは  
(1) の甲午年、飛鳥淨御原御宇 天皇

即ち、持統天皇八年(六九四) 持統天皇

(3)(5)(7) の癸巳年、飛鳥宮御宇 天皇

即ち、持統天皇七年(六九三) 持統天皇

であるが、癸巳年の仁王会の為の納賜は、日本書紀持統天皇七年十月二十三日の条の(註一二)

己卯、始講仁王經於百國、四日而畢。  
玄一読之。

の記載によく照応し、甲午年の金光明經納賜もまた、同じく日本書紀持統天皇八年五月十一日の条の(註二三)

癸巳、以三金光明經一百部送置諸國、必取毎年正月上

といふ記載によく符合するのである。なお併せて大安寺伽藍縁起并流記資財帳をみてみると、同様に

金光明經一部八卷

右、飛鳥淨御原御宇天皇、以甲年請坐者、

更にまた

繡大灌頂一具

右、飛鳥宮御宇 天皇、以癸巳年十月廿六日、為仁王会

納賜者

というふうに法隆寺資財帳の場合と全く同じ色目の記載され

ていることが確められるのである。こうしてみてくると、少くとも持統天皇七、八年頃には、法隆寺の金堂は、他の諸大寺と同じ格式の儀式が堂内で行われるほどまでにすでに再建されていたものと考えて差支えないようであるが、また同時に、この持統天皇七年における仁王会のための納賜、同じく持統天皇八年における金光明經納賜が、法隆寺のみを特別に対象としてなされたものではない点からみて、この二つの納賜が、再建法隆寺金堂の落慶とは何の因縁もなくなされたことは明らかであり、それ故にこの持統天皇七、八年の奉納年を以て直接法隆寺金堂の再建年代を推すことは、疑義を抱かざるをえないものである。

処で、さきに抜萃した色目のうち、奉納者名のみあつて奉納年の記されていないものの一つに（註一四）

合通分繡帳貳張 帯廿二条 鈴三百九十三

右、納賜淨御原宮御宇 天皇者

という記載がみえているが、この淨御原宮御宇天皇とは、云うまでもなく天武天皇を指すものといえよう。もつとも持統天皇もまた、晩年藤原宮に遷都なさるまでは、亡夫天武天皇の後を継いで飛鳥の淨御原宮に宮住いになられたのであるが、少くとも法隆寺、大安寺両資財帳の記載例に關するかぎり、その紀年より推して、淨御原宮御宇天皇は天武天皇を、飛鳥淨御原宮御宇天皇は天武天皇又は持統天皇を、飛鳥宮御宇天皇は持統天皇を夫々お指していることは疑いえないものと云える。とすればこの記載は、奉納年未詳とはいえ、天武天

皇によつて、法隆寺へ或る特別な繡帳が納賜されたことを伝えてるのである。では何故、この天武天皇納賜の繡帳を私は「或る特別な繡帳」と考へてゐるのであるか、その理由を次に述べておきたい。

この天武天皇納賜の繡帳の記載をみると、通分繡帳貳張と記している。法隆寺資財帳の目録をみてみると、その用途によつて仏分、法分、通分、或いは聖僧分というふうに分類されている。仏分は仏像用であり、これは更に仏像名やその形状、或いは安置されている場所によつて、薬師仏分、丈六分、塔分というように細目されることもある。法分は法会講説用であり、聖僧分とは僧侶用と考えてよい。これに対して通分は、共通の用に供し得るものか、或いは何れにも屬さないものとみてよいと思うのであるが、天武天皇納賜の繡帳が仏分、法分、或いは聖僧分としてではなく、殊更に用途の曖昧な通分として分類されているのは何故であろうか。天皇の納賜品であることが明記されている以上、これは普通では考えられぬことである。寺院に奉納される繡帳と云えば普通には、大安寺資財帳の記載例にもみられるように、当然仏分乃至は法分として分類され得るべき繡仏像や繡菩薩像などが考へられるのであるが、それにも拘らず、敢て通分として分類し、また敢て繡帳とのみ記してあるのは、この繡帳が、普通の繡仏像或いはそれに類似したものではないことを物語つてゐる。この繡帳が、このように仏分でも法分でもないと云うことは、天武天皇納賜の動機が、天皇御自身の造像供養

に発してはいなかつたことを示しているものと云えよう。こ

れは天武天皇の造像造寺の情熱が、当時大宮大寺の移建、薬師寺創建の発願にあつたことをみても、当然のことと考えられるのであるが、若しこの繡帳が天武天皇発願の繡仏像であれば、当然、当時の記載例からみて、

右、奉為、、、、、淨御原宮御宇天皇奉造而請坐者、  
と記されてしかるべきである。大安寺伽藍縁起并流記資財帳には(註一五)次のような記載例がみられる。「納賜」と、「奉造而請坐」との差違は明らかと云えよう。

#### 繡菩薩像一帳

右、以丙戌年七月、奉為淨御原宮御宇 天皇皇后并皇太子、奉造請坐者、

これは、天武天皇の朱鳥元年(六八六)に、天皇の御病氣平癒を祈願して、皇后と皇太子が繡帳の菩薩像を、移建すでに成つた大官大寺に奉造なされたものである。

「通分」或は「納賜」という記載の仕方から推して、天武天皇納賜のこの繡帳貳張は、到底天武天皇の発願による奉造とは考えられない旨を述べてきたのであるが、してみると、この天武天皇の繡帳納賜には、別の理由がなくてはならない。私は、この繡帳貳張を、かつて旧法隆寺乃至は聖德太子に由縁の深かつた遺品の一つと考え、偶々何かの事情で天武天皇の手許にあつたものを、法隆寺金堂の再建ようやく成つた機会に、法隆寺にお返しになつたものと推測しているのである。法隆寺金堂の再建年代を、天武天皇年間にまで遡りう

るものと考える所以である。

いま私は、この天武天皇納賜と推定される繡帳貳張を、かつて旧法隆寺乃至は聖徳太子に由縁の深かつた遺品の一つと目している旨を述べてきたのであるが、ではこの繡帳は、今日残されている遺品の何れに擬せられるべきであろうか。私は、ここで、天寿国繡帳に思い及ぶのである。上宮聖徳法王帝説に次のような記載がみえている(註一六)。私は、ここで、天寿国繡帳に思い及ぶのである。上宮聖徳法王帝説に次のような記載がみえている(註一六)。

右在三法隆寺藏繡帳二張。縫三著龜背上一文字者更不知者云云

この繡帳二張が、現在、中宮寺にある天寿国繡帳を指していることは、繡帳造像の由来について述べた前文を引用するまでもなく、「縫著龜甲上一文字者」によつても明らかであるが、ここで注意したいのは「右在三法隆寺藏繡帳二張」の一形である。ここで「右在三法隆寺藏」というのは単に法隆寺に藏されているというのではなく、法隆寺の藏、即ち綱封藏に在るという意味である。つまり天寿国繡張は、繡仏像として金堂に奉安されることはなかつたのである。それは、この繡帳の造像由來と図相よりみて、十分に納得されることである。法隆寺資財帳の記載例をもつて分類するならば、この繡帳やはり仏分、法分、とは云い難く、天武天皇納賜の繡帳貳張に倣つて通分と云うより仕方がないものとも思われるし、また、なんとしても同資財帳諸色目のうち、繡帳一張とあるのは、この天武天皇納賜の繡帳貳張以外にみることが出来ないという点より推して、この資財帳記載の天武天皇納賜繡帳貳

張を、推古天皇三十年（六二三）、聖德太子薨去の際に同妃橘大女郎によつて造像された天寿国繡帳二張と考へたいのである。なお資財帳に記された繡帳貯蔵の下に、この繡帳の特徴として其帶廿二条 鈴三百九十三と註記されているが、聖譽鈔に拠れば（註一七）、文永十一年（一二七四）中宮寺信如尼は、法隆寺の綱封藏のなかでこの天寿国繡帳を見探けていはるが、発見の切つけをなしたのはこの繡帳の鈴の音であつたという。

さて法隆寺の資財帳には、いま一つ法隆寺金堂の再建年代をして、天武朝年間に推すに足る重要な記載がみえている。

即ち、同資財帳の巻末には、近江、大和、河内、摂津、播磨など各地に散在する寺領の収益とその収益用途の細目が記されているが、ここで注意をひくのは、それと並んで最後に記載されている朝廷下賜の食封の記録である（註一八）。そこには

#### 合食封參佰戸

右、本記云、又文化三年歲次戊申九月廿一日己亥、許世

徳陥高臣宣命納賜、己卯年停止

の記載がみえている。

大化三年（六四七）孝德天皇の勅によつて、法隆寺に食封三百戸が納賜されたことは、すでに同資財帳の縁起の本文に明記されている処であるが、その食封三百戸は、ここでみられるように己卯年、即ち、天武天皇七年（六七九）に停止されてしまうのである。

では何故、大化三年以来三十餘年にわたつた食封三百戸が、この時になつて停止されることになつたのであらうか。日本書紀天武天皇八年四月五日の條にはこう記されている（註一九）。

夏四月辛亥乙卯、詔曰、商下量諸有<sup>ニ</sup>食封<sup>ニ</sup>寺所由上、而可レ加加之、可<sup>レ</sup>除々之。是日定<sup>ニ</sup>諸寺名<sup>ニ</sup>也。

壬申の乱によつて皇位の簒奪を敢てなした天武天皇は、治世十四年間、徹底した天皇親政を期するために、次々と詔を下して旧制度につながる絆を斬り切つてゆくのであるが、旧來の食封に対し再検討を命じたこの詔も、その一つの現れと云える。なおここで、この食封に關する詔のあつた日本書紀紀年の天武天皇八年は、法隆寺資財帳に記されている食封停止の己卯年、即ち天武天皇七年（六七九）を指すものであることを、断つて置く必要がある。というのは、日本書紀の天武天皇紀年は壬申の乱のあつた弘文天皇元年を天武天皇元年と數えているので、実年より日本書紀天武天皇紀年の方が一年づつ多くなつてゐるのである。してみると、法隆寺資財帳記載の己卯年食封停止は、天武天皇のこの食封商量の詔によつてなされた結果であることは、あまりにも明白である。

ここで注意すべきことは、この詔が、かららずしも食封廢止を命じたものではなく、寺の所由を商量した上で、増すべきは増し、除むべきは除めよと述べてゐる点である。法隆寺の場合もこの「寺の所由が商量」されての上でなされたものとすれば、天武天皇七年（六七九）に法隆寺の食封が停止され

たということは、とりも直さずその頃までには、法隆寺の再建工事もようやく進捗し、すでに金堂は竣工された状態にあつたということを物語るものではないだらうか。

法隆寺金堂の再建年代について、いくらか考察してきたのであるが、私の結論とする処は、要するに天武朝の半ばには法隆寺金堂の再建は略々成つていたといふことである。天智天皇九年（六七〇）の罹災後、すでに十年を経過しているわけであるが、五重塔や中門の造営はさらに遅れ、ようやく伽藍としての体裁を整えるためには、すでにみてきたように和銅年間、即ち金堂再建後三十年をまたなければならなかつたのである。

さて、法隆寺金堂の再建年代の推定をここにえて、ようやく玉虫厨子がいつ如何なる理由によつて、法隆寺金堂に安置されるようになつたかという、玉虫厨子の由来に關する問題も、解明の緒口を見出しえたものと思われる。さきに私は、

聖徳太子伝私記亦名古今目録抄において、玉虫厨子をして、「橘寺滅滅之時、所<sup>レ</sup>送者也」とする顯真説は、この「橘寺

坐年代を、日本書紀に伝えられている天武八年（六八〇）の橘寺失火の前後と一應見做しておいたのであるが、この橘寺よりの移坐説が成立するためには、橘寺失火のあつた天武八年頃には、法隆寺金堂の再建工事は、概ね竣工の域に達していなければならぬことになるのであるが、すでにみてきた

ように、法隆寺金堂の再建年代は、天武朝半ばと推定してまず誤りないものと思われるので、天武八年前後における玉虫

厨子移坐は十分に考えられる処である。従つて玉虫厨子を、「橘寺滅滅之時、所<sup>レ</sup>送者也」とする顯真説は、この「橘寺滅滅之時」を、承暦二年（一〇七八）の橘寺小金剛仏四十九軀移遷を余儀なくさせた「橘寺衰退」の時期とみる従来の通説を排して、日本書紀天武紀に記された天武八年（六八〇）の「橘寺尼房失火」後のこととみさえすれば、決して不都合とは思われないのである。

処で、ここに更に問題が残されている。というのは、玉虫厨子ははたしてここで目されているような移坐仏であるかどうかについてである。すでに述べたように、私は、法隆寺資財帳における「宮殿像貳具」中の一具を玉虫厨子を指すものとみてきたものであるが、この色目に關する同資財帳の記載は（註二〇）

#### 金泥銅像捌具

金塗押出銅像參具

宮殿像貳具  
一具  
金泥銅像  
金泥灌仏像壹具

金泥千仏像壹具

金泥木像參具

右、人人請坐者、

となつてゐる。ここでみられるように、諸仏像六つの色目はすべて一括されて「右、人人請坐者」となつてゐる。この点に關して、かつて源豊宗氏は、次のように疑義を述べておらる（註二一）。

「資財帳を見ると、他の四五の仏像と共に宮殿像貳具も人請坐者と書かれてゐる。請坐とは奉納といふ程の意味である。他の寺より移し来つた仏像を奉納と云ふのは一寸考へられない。」

故に、資財帳記載の宮殿像をもつて、これを顯眞の云う移

坐像と目することは出来ないと云うのが源氏の説である。そ

こで源氏は

「太子伝私記の説をとれば、資財帳所載の宮殿像は現在の玉虫厨子を意味してゐない事になるのである。そして資財帳の此の記事は、太子伝私記の説を排してもそれが、現在の玉虫厨子に該当する事を主張し得る程の強さを有するものではない。何故なればこの玉虫厨子の如き形式を有する千仏宮殿は、天平以前には必ずしも珍らしくなかつたからである」

と述べてゐるが、この推論の前提となつた、源氏の「人人請

坐者」に対する解釈は、はたして妥当と云えるであろうか。

この問題に対する私の見解を次に述べておきたいと思う。

さて源氏は、人人請坐と書かれている請坐とは、奉納という程の意味なので、他の寺より移坐した仏像を指すとは一寸考え難いと述べていられるのであるが、源氏のこの疑義には別段深い根拠は見当らない。宮殿像をはじめ人人請坐によるこれら諸像は、その造像由來については未詳であり、かならずしもすべてが最初から、法隆寺請坐の目的をもつて發願造像されたものであつたとは云い難く、なかには他の寺院や個人の所有する伝世仏の寄進もかなりあつたものと考えられるのである。してみると「人人請坐者」のこの宮殿像が、橘寺から移坐された玉虫厨子であつたとしても、少しも不都合はないのである。

さきに私は、同じく、法隆寺資財帳に記載されている、天武天皇納賜の繡帳貳張が推古三十年太子妃橘大女郎造頭の天寿國繡帳貳張に擬せられる旨述べておいたのであるが、橘寺法隆寺に造像供養されたものであれば、法隆寺資財帳や大安寺資財帳の記載例にもあるように、例えは（）、（）、（点筆者）金塗洞积迦像壹具  
右、奉為上宮聖德法王、癸未年三月、王后敬造而請坐  
者（註二二）  
又  
花嚴經壹部 八十卷  
或は又  
即四天王像四軀 在仏殿  
右、淡海大津宮御宇 天皇奉造而請坐者、（註二四）  
三三)  
にはみられるよう、略々一定した記載形式が踏まれなければならないのである。それ故、それ以外の「請坐」または「納賜」の諸仏は、たとい寄進年や寄進名が明記されていても、それはかならずしもすべてが、最初から法隆寺請坐の目的をもつて發願造像されたものであつたとは云い難く、なかには他の寺院や個人の所有する伝世仏の寄進もかなりあつたものと考えられるのである。してみると「人人請坐者」のこの宮殿像が、橘寺から移坐された玉虫厨子であつたとしても、少しも不都合はないのである。

より移坐された玉虫厨子も、またこの天寿国繡帳も、ともに太子に由縁の深い遺品として、夫々再建ようやくなつた法隆寺金堂に寄進されたものと考えられるのである。玉虫厨子が天武天皇八年の橘寺失火の頃に法隆寺に移坐されたものとすれば、その移遷年代は天武天皇による天寿国繡帳納賜の時期と、概ね符合するものと云えよう。金堂の再建とともに、

旧法隆寺乃至太子に有縁の遺品が、太子と関係の深かつた諸寺、諸人から続々と寄進されたであろうことは、想像に難くないのである。何故ならば、「一屋無餘」という天智天皇九年の猛火によつて、旧法隆寺の秘藏は、恐らく僅かを残して、すべては堂宇とともに灰燼に帰したものと思われるからである。ここで「右、人人請坐者」における「人人」は、單なる信徒一般を意味しているのではなく、補闕記や伝暦にみえている(註二五)

#### 斑鳩寺被災之後。衆人不得定寺地。

における「衆人」にかよう太子有縁の人々と云えよう。

旧法隆寺乃至は太子有縁の品々が、再建金堂へ寄進される様子を伺わせる例を、他にも幾つか、法隆寺資財帳のなかに拾うことが出来はしないだろうか(註二六)。例えば

#### 金塗銅灌頂壹具

右、片岡御祖命納賜、不知納時

にみえている片岡御祖命が誰方を指すものか判然としない

が、同資財帳の縁起に、推古天皇下賜の播磨國佐西地五十万代の布施を「伊河留我本寺、中宮尼寺、片岡僧寺、此三寺分

為而入賜岐」と記されているので、法隆寺の末寺とも云うべきこの片岡僧寺と関係のある人か、或は太子の御子片岡女王を指すものか、何れにせよ太子有縁の人とみて差支えないと思われる。なおこの金塗銅灌頂は、今日、法隆寺獻納金銅灌頂幡をさすものと一般に考えられている。

更にまた、これはともすれば見忘られがちであるが、同資財帳には、伎樂壹抬壹具の記載がみえている(註二七)。それを現存している法隆寺獻納伎樂面によつてみれば、飛鳥様面は樟製彩色であり、桐製の奈良様とは容易に区別されうるので、これらの飛鳥様伎樂面も、金堂の再建後に太子有縁の推古諸寺から施入されたものとみて差支えないであろう。

このようにして、天武天皇年間、旧法隆寺乃至は太子に有縁の遺品が、再建成った法隆寺金堂に、次第に寄進されたものと考えられるのであるが、玉虫厨子もまた、その一つであつたと考えても、恐らくは推測に過ぎることはないものと思われる。玉虫厨子がこのように旧法隆寺乃至は太子に由縁のある遺品であつたとするならば、玉虫厨子の制作年代も、ここに自ずと定まつてくると云わなければならない。こう考へてみると、玉虫厨子を「推古天皇御厨子也」とする顯眞の説も、その由縁の如何は別としても、少くともその制作年代を考える上では、いま一度再考慮されて然るべきものと思われるのである。

(註二) 既出「日本書紀」(卷二〇〇頁)

(註三) 既出「聖德太子御伝叢書」五頁

(註四) 前掲書 四一頁

(註五) 同 四頁

(註六) 同 七頁

(註七) 繼群書類從第二七輯 四六六頁上

(註八) 日本古典全集伊呂波字類抄十卷本第一 二九

(註九) 既出「大日本古文書」(二) 五八二頁

(註一〇) 久野健「法隆寺の彫刻」五七頁

(註一一) 同氏の「白鳳文化」日本歴史講座所収 二〇七頁より二  
一一頁参照

(註一二) 既出「大日本古文書」(二) 五八三頁、五八四頁、五九

(註一三) 既出「大日本古文書」(二) 二〇五頁

(註一四) 既出「日本書紀」(内) 五九六頁

(註一五) 前掲書 六二八頁

(註一六) 既出「聖德太子御伝叢書」四六頁

(註一七) 前掲書 四八三頁

(註一八) 既出「大日本古文書」(二) 六二一頁

(註一九) 既出「日本書紀」(内) 七六頁

(註二〇) 既出「大日本古文書」(二) 五八一頁

(註二一) 源豊宗「玉虫厨子及其の絵画について」仏教美術第十  
三冊 一四頁

(註二二) 既出「大日本古文書」(二) 五八〇頁

(註二三) 前掲書 五八三頁

(註二四) 同 六二八頁

(註二五) 既出「聖德太子御伝叢書」七頁、四二頁

なお「伝暦」は「寺被災之後、衆人不得定寺地」と  
なつてゐる。

(註二六) 既出「大日本古文書」(二) 五九六頁

(註二七) 前掲書 六〇七頁